

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

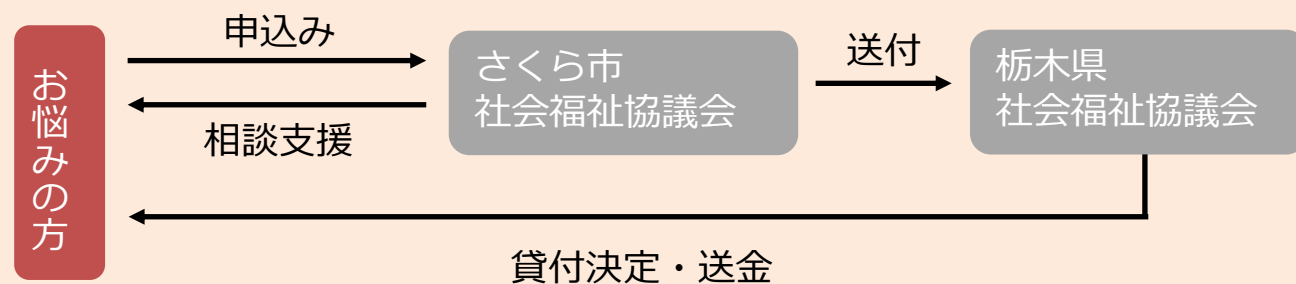
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



受付開始日：令和2年3月25日(水) ※土曜、日曜、祝日は除く

お問合せ先：さくら市社会福祉協議会 氏家支部
さくら市櫻野1329 氏家福祉センター内

電話：028-601-7123

受付時間等：午前9時～午後5時

留意事項

- 世帯単位での貸付となります。
- 市社会福祉協議会で申込を受け付けた後、栃木県社会福祉協議会で審査を行いますので、審査の結果、貸付できない場合もあります。
- お申込みの受付から貸付の実施までに、緊急小口資金で2週間程度、総合支援資金で3～4週間程度お時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 反社会的勢力(暴力団等)、生活保護受給世帯は貸付の対象外となります。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

20万円以内

■据置期間

1年以内

■償還期限

据置期間経過後2年以内

※償還期限を過ぎた場合、年3.0%の延滞利子が発生します。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■必要書類

- ・ 本人の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・ 世帯全員の住民票（マイナンバー記載不要。続柄が記載され、発行後3か月以内のもの。）
コピー不可
- ・ 資金の振込先を確認できるもの（通帳またはキャッシュカード）
- ・ 銀行印

■申込先

さくら市社会福祉協議会

総合支援資金※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- ・（2人以上の世帯）月20万円以内
- ・（単身世帯）月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

■償還期限

据置期間経過後10年以内

※償還期限を過ぎた場合、年3.0%の延滞利子が発生します。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■必要書類

- ・ 本人の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・ 世帯全員の住民票（マイナンバー記載不要。続柄が記載され、発行後3か月以内のもの。）
コピー不可
- ・ 資金の振込先を確認できるもの（通帳またはキャッシュカード）
- ・ 銀行印

■申込先

さくら市社会福祉協議会